

条に則り原判決を破棄するが本件は原裁判所及当裁判所に於て取調べた証拠により当裁判所に於て直に判決するに適するものと認めるから同法第四百条但書により当裁判所に於て判決する。

罪となるべき事実

被告人は三重県立I中学校を中途退学してから自宅に於て農業の手伝いを為していたがその頃不良の徒と交友し昭和二十八年二月頃からヒロポンの施用を覚へ同年八月頃その中毒患者となり幻覚妄想等の症状を呈するようになつたので医療を受け且ヒロポンの施用を中止した結果一旦治癒したが生来忍耐性乏しく同二十九年三月頃家出を為して名古屋市に到り叔父の営む製函業を手伝つていたが永続せず同年五月十二日頃津市に赴き刃渡約十三糎の白鞘短刀一口（証第四号）を買求め之を携帯して諸所を転々の上同月二十二、三日頃姉B（当時三十年）の結婚先である熊野市a町b番地農業C方に到り農業の手伝いを為して暫く同家に寄寓中同年六月五日頃ヒロポンを施用する時は再び幻覚妄想等の中毒症状を起し或は所携の前記短刀で他人に暴行等危害を加へることがあるかも知れないことを予想し乍ら敢て之を容認して同地で入手した塩酸エフエドリン粉末〇、二五瓦位を水溶液として三回に分けて自己の身体に注射した結果中枢神経の過度の興奮を招来し之が為ヒロポンの残遺症状を急激に誘発して幻覚妄想等を起しD一家が世間より怨まれて復讐されるが如き幻覚妄想に捉われ極度の厭生観に陥り自由なる意思決定を為す能力を喪失した意識状態の下に先づ姉Bを殺害し自己も亦自殺しようと思ひ同月七日午前一時三十分頃同女の居室に這入り所携の自己所有の前記短刀を以て就寝中の右Bの頭部背部等を回突刺し同女をして胸部の貫通切創を伴う刺創に因り間もなく同所に於て死亡するに至らしめたものである。

証拠

証拠の部に左の証拠を追加する外は原判決と同一であるから茲に之を引用する。

追加する証拠

- 一、 当審鑑定人医師G作成名義の鑑定書
- 一、 当審証人J A C H Kに対する各証人尋問調書

法律の適用

法律に照すと被告人の判示所為は刑法第二百五条第一項に該当するから所定期刑範囲内に於て被告人を主文第二項掲記の如く量刑処断し同法第二十一条に則り主文第三項掲記の如く未決勾留日数を本刑算入を為し情状刑の執行を猶予するを相当と認めるから同法第二十五条第一項に則り主文第四項掲記の期間右刑の執行を猶予し主文第五項掲記の物件は本件犯行に供した物件で被告人以外の者の所有に属しなるから同法第十九条第一項第二号第二項に則り之を没収すべく原審及当審に於ける訴訟費用は刑事訴訟法第八十一条第一項本文に則り被告人をして之を負擔させることとし主文の通り判決する。

（裁判長判事 小林登一 判事 栗田源蔵 判事 石田恵一）